

新旧条文移行表

第1章 総則

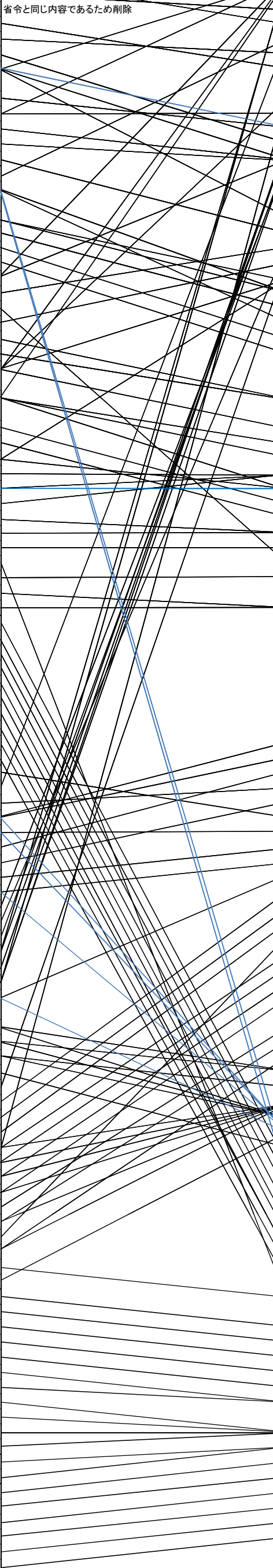
現行		移行先	改正案	
第1条	用語の定義	第1条	第1条	用語の定義
第2条	適用除外	第2条	第2条	適用除外
第3条	電線の性能	第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条	第3条	電線の規格の共通事項
第4条	電線	第3条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条	第4条	裸電線等
第5条	絶縁電線	第5条	第5条	絶縁電線
第6条	多心型電線	第6条	第6条	多心型電線
第7条	コード	第7条	第7条	コード
第8条	キャブタイヤケーブル	第8条	第8条	キャブタイヤケーブル
第9条	低圧ケーブル	第9条	第9条	低圧ケーブル
第10条	高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル	第10条、第11条	第10条	高圧ケーブル
第11条	裸電線等	第4条	第11条	特別高圧ケーブル
第12条	電線の接続法	第12条、第165条	第12条	電線の接続法
第13条	電路の絶縁	第13条、第19条	第13条	電路の絶縁
第14条	電路の絶縁抵抗及び絶縁耐力	第14条、第15条	第14条	低圧電路の絶縁性能
第15条	回転機及び整流器の絶縁耐力	第16条	第15条	高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能
第16条	燃料電池及び太陽電池モジュールの絶縁耐力	第16条	第16条	機械器具等の電路の絶縁性能
第17条	変圧器の電路の絶縁耐力	第16条	第17条	接地工事の種類及び施設方法
第18条	器具等の電路の絶縁耐力	第16条	第18条	工作物の金属体を利用した接地工事
第19条	接地工事の種類	第17条、第24条	第19条	保安上又は機能上必要な場合における電路の接地
第20条	各種接地工事の細目	第17条	第20条	電気機械器具の熱的強度
第21条	D種接地工事等の特例	第17条	第21条	高圧の機械器具の施設
第22条	水道管等の接地極	第18条	第22条	特別高圧の機械器具の施設
第23条	需要場所の引込口の接地	第19条	第23条	アークを生じる器具の施設
第24条	高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設	第24条	第24条	高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設
第25条	混触防止板付き変圧器に接続する低圧屋外電線の施設等	第24条	第25条	特別高圧と高圧の混触等による危険防止施設
第26条	特別高圧と高圧の混触等による危険防止施設	第25条	第26条	特別高圧配電用変圧器の施設
第27条	計器用変成器の2次側電路の接地	第28条	第27条	特別高圧を直接低圧に変成する変圧器の施設
第28条	電気設備の接地	第19条	第28条	計器用変成器の2次側電路の接地
第29条	機械器具の鉄台及び外箱の接地	第29条	第29条	機械器具の金属製外箱等の接地
第29条の2	ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止	第32条		
第29条の3	電気機械器具の熱的強度	第20条		
第29条の4	変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止	第31条		
第30条	高圧用の機械器具の施設	第5条、第21条	第30条	高周波利用設備の障害の防止
第31条	特別高圧用機械器具の施設	第22条	第31条	変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止
第32条	特別高圧用変圧器の施設場所	第22条	第32条	ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止
第33条	特別高圧配電用変圧器の施設	第26条	第33条	低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等
第34条	特別高圧を直接低圧に変成する変圧器の施設	第27条	第34条	高圧又は特別高圧電路に施設する過電流遮断器の性能等
第35条	高周波利用設備の障害の防止	第30条	第35条	過電流遮断器の施設の例外
第36条	アークを生ずる器具の施設	第23条	第36条	地絡遮断装置の施設
第37条	低圧電路中の過電流遮断器の施設	第33条		
第38条	高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の施設	第34条	第37条	避雷器等の施設
第39条	過電流遮断器の施設の例外	第35条		
第40条	地絡遮断装置等の施設	第36条、第200条	第165条	特殊な低圧屋内配線工事
第41条	避雷器の施設	第37条	第200条	小出力発電設備の施設
第42条	避雷器の接地	第37条		

第2章 発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の施設

現行		移行先	改正	
第43条	発電所等への取扱者以外の者の立入の防止	第38条	第38条	発電所等への取扱者以外の者の立入の防止
第43条の2	変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止	第39条		
第44条	発電機の保護装置	第42条	第39条	変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止
第45条	燃料電池等の保護装置	第44条、第45条	第40条	ガス絶縁機器等の圧力容器の施設
第46条	特別高圧用変圧器の保護装置	第43条	第41条	水素冷却式発電機等の施設
第47条	特別高圧用調相設備の保護装置	第43条	第42条	発電機の保護装置
第48条	水素冷却式発電機等の施設	第41条	第43条	特別高圧用の変圧器又は調相設備の保護装置
第49条	ガス絶縁機器等の圧力容器の施設	第40条		
第50条	太陽電池モジュール等の施設	第46条	第44条	蓄電池の保護装置
第50条の2	燃料電池等の施設	第45条	第45条	燃料電池等の施設
第51条	常時監視をしない発電所の施設	第47条	第46条	太陽電池モジュール等の施設
第52条	常時監視をしない変電所の施設	第48条	第47条	常時監視をしない発電所の施設
			第48条	常時監視をしない変電所の施設

第3章 電線路

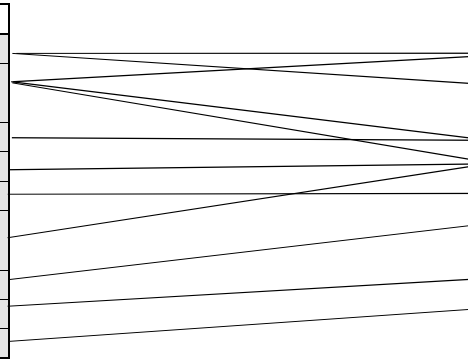
現行		移行先	改正
第53条	電波障害の防止	第51条	電線路に係る用語の定義
第53条の2	電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止	第50条	電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止
第54条	架空電線及び支持物の施設	—	電波障害の防止
第55条	架空電線の分岐	第54条	架空電線からの電磁誘導作用による通信障害の防止
第56条	架空電線路の支持物の昇塔防止	第53条	架空電線路の支持物の昇塔防止
第57条	風圧荷重の種別とその適用	第58条	架空電線の分岐
第58条	架空電線路の支持物の基礎の安全率	第49条、第57条、第59条、第60条	架空電線の防護具
第59条	鉄柱又は鉄塔の構成等	第57条	鉄筋コンクリート柱の構成等
第60条	鉄筋コンクリート柱の構成等	第49条、第56条	鉄柱又は鉄塔の構成等
第61条	木柱の強度計算	第59条	架空電線路の強度検討に用いる荷重
第62条	支線の使用	第59条	架空電線路の支持物の強度等
第63条	支線の仕様細目等及び支柱の代用	第61条	
第64条	架空弱電流電線路への誘導障害の防止	第52条	
第65条	架空ケーブルによる施設	第65条、第67条、第110条、第111条	
第66条	使用電圧による低圧架空電線の強さ及び種類	第64条、第65条	
第67条	高低圧架空電線の安全率	第66条	
第68条	低圧架空電線の高さ	第68条	
第69条	高圧架空電線路の架空地線	第69条	
第70条	低圧架空電線路の支持物の強度等	第49条、第59条	
第71条	高圧架空電線路の木柱等の支線の施設	第62条	
第72条	低圧架空電線等の併架	第80条	
第73条	高圧架空電線路の径間の制限	第63条	
第74条	低圧保安工事	第70条	
第75条	高圧保安工事	第70条	
第76条	低圧架空電線と建造物との接近	第49条、第55条、第64条、第71条	
第77条	低圧架空電線と道路等との接近又は交差	第49条、第72条、第73条、第75条	
第78条	低圧架空電線と架空弱電流電線等との接近又は交差	第76条	
第79条	低圧架空電線とアンテナとの接近又は交差	第77条	
第80条	低圧架空電線と交流電線等との接近又は交差	第64条、第75条	
第81条	低圧架空電線相互の接近又は交差	第74条	
第82条	高圧架空電線等と低圧架空電線等との接近又は交差	第74条、第75条	
第83条	高圧架空電線相互の接近又は交差	第74条	
第84条	低圧架空電線と他の工作物との接近又は交差	第78条	
第85条	高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差	第78条	
第86条	低圧架空電線と植物との離隔距離	第79条	
第87条	低圧架空電線等に隣接する架空電線の施設	第119条	
第88条	低圧架空電線と架空弱電流電線等との併架	第81条	
第89条	農事用低圧架空電線路の施設	第82条	
第90条	構内に施設する使用電圧が300V以下の低圧架空電線路	第82条	
第91条	低圧屋側電線路の施設	第110条	
第92条	高圧屋側電線路の施設	第111条	
第93条	特別高圧屋側電線路の施設	第112条	
第94条	低圧屋上電線路の施設	第113条	
第95条	高圧屋上電線路の施設	第114条	
第96条	特別高圧屋上電線路の施設制限	第115条	
第97条	低圧引込線の施設	第116条	
第98条	低圧接続引込線の施設	第116条	
第99条	高圧引込線等の施設	第117条	
第100条	特別高圧引込線等の施設	第118条	
第101条	特別高圧架空電線路の市街地等における施設制限	第88条	
第102条	誘導障害の防止	第52条	
第103条	特別高圧架空ケーブルによる施設	第80条	
第104条	特別高圧架空電線の強さ及び種類	第83条、第84条、第108条	
第105条	特別高圧架空電線と支持物等との離隔距離	第89条、第108条	
第106条	特別高圧架空電線の安全率	第85条	
第107条	特別高圧架空電線路の高さ	第87条	
第108条	特別高圧架空電線路の架空地線	第90条	
第109条	特別高圧架空電線路のがいし装置等	第91条、第108条	
第110条	特別高圧架空電線路の木柱等の施設	第59条	
第111条	特別高圧架空電線路の木柱等の支線の施設	第62条	
第112条	特別高圧架空電線路の鉄柱、鉄筋コンクリート柱又は鉄塔の強度等	第59条	
第113条	常時想定荷重	第49条、第58条	
第114条	異常時想定荷重	第58条	
第115条	特別高圧架空電線路の鉄塔の着雪時荷重等	第49条、第58条、第59条	
第116条	特別高圧架空電線路における耐張型等の支持物の施設	第92条、第108条	
第117条	特別高圧架空電線と低圧架空電線との併架	第104条、第107条	
第118条	特別高圧架空電線と低圧電線との併架	第104条、第107条	
第119条	特別高圧架空電線と架空弱電流電線等との併架	第105条、第107条	
第120条	特別高圧架空電線路の支持物に施設する低圧の機械器具等の施設	第109条	
第121条	特別高圧架空電線路の径間の制限	第63条	
第122条	特別高圧架空電線路の難着雪化対策	第93条	
第122条の2	特別高圧架空電線路の塩害対策	第94条	
第123条	特別高圧保安工事	第95条	
第124条	特別高圧架空電線と建造物との接近	第55条、第97条、第106条	
第125条	特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差	第98条、第106条	
第126条	特別高圧架空電線と索道との接近又は交差	第99条、第106条	
第127条	特別高圧架空電線と低圧架空電線等との接近又は交差	第100条、第106条	
第128条	特別高圧架空電線相互の接近又は交差	第101条	
第129条	特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差	第102条、第106条	
第130条	特別高圧架空電線路の支線の施設	第96条	
第131条	特別高圧架空電線と植物との離隔距離	第103条、第106条	
第132条	特別高圧架空電線路等に隣接する架空電線の施設	第119条	
第133条	15,000V以下の特別高圧架空電線路の施設	第108条	
第134条	地中電線路の施設	第120条	
第135条	地中箱の施設	第121条	
第136条	地中電線路の加圧装置の施設	第122条	
第137条	地中電線の被覆金属体の接地	第123条	
第138条	地中弱電流電線への誘導障害の防止	第124条	
第139条	地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交差	第125条	
第140条	地中電線相互の接近又は交差	第125条	
第141条	トンネル内電線路の施設	第126条	
第142条	人が常時通行するトンネル内電線路の施設	第126条	
第143条	その他のトンネル内電線路の施設	第126条	
第144条	トンネル内電線路の電線と弱電流電線等又は管との離隔距離	第126条	
第145条	水上電線路の施設	第127条	
第146条	水底電線路の施設	第127条	
第147条	地上に施設する電線路	第128条	
第148条	橋に施設する電線路	第129条	
第149条	電線路専用橋等に施設する電線路	第130条	
第150条	がけに施設する電線路	第131条	
第151条	屋内に施設する電線路	第132条	
第152条	臨時電線路の施設	第133条	
			第49条
			第50条
			第51条
			第52条
			第53条
			第54条
			第55条
			第56条
			第57条
			第58条
			第59条
			第60条
			第61条
			第62条
			第63条
			第64条
			第65条
			第66条
			第67条
			第68条
			第69条
			第70条
			第71条
			第72条
			第73条
			第74条
			第75条
			第76条
			第77条
			第78条
			第79条
			第80条
			第81条
			第82条
			第83条
			第84条
			第85条
			第86条
			第87条
			第88条
			第89条
			第90条
			第91条
			第92条
			第93条
			第94条
			第95条
			第96条
			第97条
			第98条
			第99条
			第100条
			第101条
			第102条
			第103条
			第104条
			第105条
			第106条
			第107条
			第108条
			第109条
			第110条
			第111条
			第112条
			第113条
			第114条
			第115条
			第116条
			第117条
			第118条
			第119条
			第120条
			第121条
			第122条
			第123条
			第124条
			第125条
			第126条
			第127条
			第128条
			第129条
			第130条
			第131条
			第132条
			第133条



第4章 電力保安通信設備

現行		移行先
第153条	電力保安通信用電話設備の施設	第134条、第135条
第154条	通信線の施設	第134条、第136条、第137条
第155条	複合ケーブルを使用した通信線の施設	第136条
第156条	架空電線と添架通信線との離隔距離	第137条
第157条	架空通信線の高さ	第138条
第158条	特別高圧電線路添架通信線と道路、横断歩道橋、鉄道及び他線路との接近又は交さ	第137条
第159条	特別高圧架空電線路添架通信線の市街地引込み制限	第139条
第160条	15,000V以下の特別高圧架空電線路添架通信線の施設に係る特例	第140条
第161条	無線用アンテナ等を支持する鉄塔等の施設	第141条

改正	
第134条	電力保安通信設備に係る用語の定義
第135条	電力保安通信用電話設備の施設
第136条	電力保安通信線の施設
第137条	添架通信線及びこれに直接接続する通信線の施設
第138条	電力保安通信線の高さ
第139条	特別高圧架空電線路添架通信線の市街地引込み制限
第140条	15,000V以下の特別高圧架空電線路添架通信線の施設に係る特例
第141条	無線用アンテナ等を支持する鉄塔等の施設



第5章 電気使用場所の施設及び小出力発電設備

現行		移行先	改正
第162条	屋内電路の対地電圧の制限	第142条、第143条、第185条	第142条 電気使用場所の施設及び小出力発電設備に係る用語の定義
第163条	裸電線の使用制限	第144条	第143条 電路の対地電圧の制限
第164条	低圧屋内配線の使用電線	第146条	第144条 裸電線の使用制限
第165条	低圧屋内電路の引込口における開閉器の施設	第147条	第145条 メタルラス張り等の木造建築物における施設
第166条	屋内に施設する低圧用の配線器具の施設	第150条	第146条 低圧配線に使用する電線
第167条	屋内に施設する低圧用の機械器具等の施設	第142条、第145条、第151条	第147条 低圧屋内電路の引込口における開閉器の施設
第168条	高周波電流による障害の防止	第155条	第148条 低圧幹線の施設
第169条	電動機の過負荷保護装置の施設	第153条	第149条 低圧分岐回路等の施設
第170条	低圧屋内幹線の施設	第148条	第150条 配線器具の施設
第171条	分岐回路の施設	第142条、第149条	第151条 電気機械器具の施設
第172条	低圧屋内配線の許容電流	第146条	第152条 電熱装置の施設
第173条	屋内低圧用開閉器施設方法の例外	第148条、第149条	第153条 電動機の過負荷保護装置の施設
第174条	低圧屋内配線の施設場所による工事の種類	第156条	第154条 蓄電池の保護装置
第175条	がいし引き工事	第157条	第155条 電気設備による電磁障害の防止
第176条	合成樹脂線び工事	—	第156条 低圧屋内配線の施設場所による工事の種類
第177条	合成樹脂管工事	第158条	第157条 がいし引き工事
第178条	金属管工事	第159条	第158条 合成樹脂管工事
第179条	金属線び工事	第161条	第159条 金属管工事
第180条	可とう電線管工事	第160条	第160条 金属可とう電線管工事
第181条	金属ダクト工事	第162条	第161条 金属線び工事
第182条	バスダクト工事	第163条	第162条 金属ダクト工事
第183条	フロアダクト工事	第165条	第163条 バスダクト工事
第184条	セルラダクト工事	第165条	第164条 ケーブル工事
第185条	ライティングダクト工事	第165条	第165条 特殊な低圧屋内配線工事
第186条	平形保護層工事	第165条	第166条 低圧の屋側配線又は屋外配線の施設
第187条	ケーブル工事	第164条	第167条 低圧配線と弱電流電線等又は管との接近又は交差
第188条	メタルラス張り等の木造建築物における施設	第145条	第168条 高圧配線の施設
第189条	低圧屋内配線と弱電流電線等又は管との接近又は交差	第157条、第167条	第169条 特別高圧配線の施設
第190条	屋内低圧用の電球線の施設	第142条、第170条	第170条 電球線の施設
第191条	屋内低圧用の移動電線の施設	第142条、第171条	第171条 移動電線の施設
第192条	粉じんの多い場所における低圧の施設	第175条	第172条 特殊な配線等の施設
第193条	可燃性ガス等の存在する場所における低圧の施設	第176条	第173条 低圧接触電線の施設
第194条	危険物等の存在する場所における低圧の施設	第177条	第174条 高圧又は特別高圧の接触電線の施設
第195条	火薬庫における電気設備の施設	第178条	
第196条	興行場の低圧工事	第172条	
第197条	作業船等の室内の配線工事	第172条	
第198条	ショーウィンドー又はショウケース内の配線工事	第172条	
第199条	屋内に施設する低圧接触電線の工事	第142条、第173条	
第200条	エレベータ、ダムウェーター等の低圧屋内配線等の施設	第172条	
第201条	屋内における電熱装置の施設	第152条	
第202条	高圧屋内配線等の施設	第144条、第145条、第168条、第175条、第176条、第177条	第175条 粉じんの多い場所の施設
第203条	屋内高圧用の移動電線の施設	第171条	第176条 可燃性ガス等の存在する場所の施設
第204条	屋内に施設する高圧接触電線の工事	第142条、第174条	第177条 危険物等の存在する場所の施設
第205条	特別高圧屋内電気設備の施設	第144条、第145条、第169条、第171条、第174条、第175条、第176条、第177条	第178条 火薬庫の電気設備の施設
第206条	屋内の放電灯工事	第145条、第185条	
第207条	屋内の放電灯工事(その2)	第185条	第179条 トンネル等の電気設備の施設
第208条	屋内のネオン放電灯工事	第186条	第180条 臨時配線の施設
第209条	屋内放電灯工事の施設制限	第185条	
第210条	屋外灯の引下げ線の施設	第166条	
第211条	屋側配線又は屋外配線の施設	第144条、第146条、第148条、第149条、第166条、第167条、第168条、第169条	
第212条	屋側又は屋外に施設する電球線の施設	第170条	
第213条	屋側又は屋外に施設する移動電線の施設	第171条	
第214条	屋側又は屋外に施設する配線器具等の施設	第145条、第150条、第151条	
第215条	屋側又は屋外における電熱装置の施設	第152条	
第216条	屋側又は屋外の粉じんの多い場所等における施設	第175条、第176条、第177条	
第217条	屋側又は屋外に施設する接触電線の施設	第173条、第174条	
第218条	屋側又は屋外の放電灯工事	第185条、第186条	
第219条	人が常時通行するトンネル内の配線の施設	第179条	
第220条	鉱山その他の坑道内の施設	第179条	
第221条	トンネル等の配線と弱電流電線等又は管との接近又は交差	第179条	
第222条	トンネル等の電球線又は移動電線等の施設	第179条	
第223条	トンネル等に施設する配線器具等の施設	第179条	
第224条	電気さくの施設	第192条	第181条 小勢力回路の施設
第225条	遊戯用電車の施設	第189条	第182条 出退表示灯回路の施設
第226条	電撃殺虫器の施設	第193条	第183条 特別低電圧照明回路の施設
第227条	交通信号灯の施設	第184条	第184条 交通信号灯の施設
第228条	フロアヒーティング等の電熱装置の施設	第195条	第185条 放電灯の施設
第229条	パイプライン等の電熱装置の施設	第197条	第186条 ネオン放電灯の施設
第230条	電気温床等の施設	第196条	第187条 水中照明灯の施設
第231条	電極式温泉用昇温器の施設	第198条	第188条 滑走路灯等の配線の施設
第232条	電気浴器の施設	第198条	第189条 遊戯用電車の施設
第233条	銀イオン殺菌装置の施設	第198条	第190条 アーク溶接装置の施設
第234条	プール用水中照明灯等の施設	第187条	第191条 電気集じん装置等の施設
第235条	滑走路灯等配線の施設	第188条	第192条 電気さくの施設
第236条	電気防食施設	第199条	第193条 電撃殺虫器の施設
第237条	小勢力回路の施設	第181条	第194条 エックス線発生装置の施設
第238条	出退表示灯回路の施設	第182条	第195条 フロアヒーティング等の電熱装置の施設
第238条の2	特別低電圧照明回路の施設	第183条	第196条 電気温床等の施設
第239条	電気集塵装置等の施設	第191条	第197条 パイプライン等の電熱装置の施設
第239条の2	可燃性のガス等の存在する場所における特別高圧電動機又は特別高圧発電機の施設	第176条	第198条 電気浴器等の施設
第240条	アーク溶接装置の施設	第190条	
第241条	エックス線発生装置の施設	第194条	
第242条	臨時配線の施設	第180条	
第242条の2	小出力太陽電池発電設備の施設	第200条	第199条 電気防食施設
第242条の3	小出力燃料電池発電設備の施設	第200条	第200条 小出力発電設備の施設
第242条の4	蓄電池の保護装置	第154条	

第6章 電気鉄道等

現行		移行先	改正	
第243条	電車線路の使用電圧の制限	第203条、第211条、第217条	第201条	電気鉄道等に係る用語の定義
第244条	電波障害の防止	第202条	第202条	電波障害の防止
第245条	直流電車線路の施設制限	第203条	第203条	直流電車線路の施設制限
第246条	通信上の誘導障害防止施設	第204条	第204条	直流電車線等から弱電流電線路への通信障害の防止
第247条	架空直流電車線の太さ	第205条	第205条	直流電車線の施設
第248条	道路に施設する架空直流電車線路の径間	第206条	第206条	道路等に施設する直流架空電車線等の施設
第249条	架空直流電車線のレール面上の高さ	第205条	第207条	直流架空電車線等と架空弱電流電線等との接近又は交差
第250条	架空直流電車線と弱電流電線等との混触による危険防止施設	第207条	第208条	直流電車線路に付随する設備の施設
第251条	ちょう架空線及び張線の接地	第206条	第209条	電食の防止
第252条	直流式電気鉄道用電車線路の絶縁抵抗	第205条	第210条	排流接続
第253条	架空直流絶縁帰線の施設	第208条		
第254条	電食防止等	第209条		
第255条	電食防止等(その2)	第209条		
第256条	電食防止等(その3)	第209条		
第257条	電食防止等(その4)	第209条		
第258条	排流接続	第210条		
第259条	電車線路の施設制限	第211条	第211条	交流電車線路の施設制限
第260条	電圧不平衡による障害の防止	第212条	第212条	電圧不平衡による障害の防止
第261条	通信上の誘導障害防止施設	第213条	第213条	交流電車線等から弱電流電線路への通信障害の防止
第262条	電車線等と架空弱電流電線等との接近又は交差	第215条	第214条	交流架空電車線等と他の工作物等との接近又は交差
第263条	電車線等と建造物その他の工作物との接近又は交差	第214条	第215条	交流架空電車線等と架空弱電流電線等との接近又は交差
第264条	電車線と植物との離隔距離	第214条	第216条	交流電車線路に付随する設備の施設
第265条	遮へい線等の施設	第214条		
第266条	吸上げ変圧器等の施設	第216条		
第267条	架空交流絶縁帰線の施設	第216条		
第268条	鋼索車線の施設	第217条	第217条	鋼索鉄道の電車線等の施設
第269条	鋼索車線と架空弱電流電線等との接近又は交差	第217条		
第270条	レール等の施設	第217条		
第271条	鋼索車線の絶縁抵抗	第217条		

第7章 国際規格の取り入れ

現行		移行先
第272条	IEC 60364規格の適用	第218条
第272条の2	IEC 61936-1規格の適用	第219条

改正	
第218条	IEC 60364規格の適用
第219条	IEC 61936-1規格の適用

